



20 高総福第 646 号
平成 20 年 11 月 12 日

各県立学校校長

様

各市町村（学校組合）立学校長

総務福利課長

「旅費制度 Q & A（Ver. 4）」の作成について（通知）

「旅費制度 Q & A（Ver. 4）」を別紙のとおり作成しましたので、お知らせ
します。

適正な事務処理の参考としてください。

旅費制度Q & A (Ver. 4)

●公署限度の旅費

問 1 自宅発着で公共交通機関を利用して旅行する場合の旅費は、どのように算定するのか。

(答) 自宅発着した場合の旅費は、公署発着した場合の旅費額を限度として、実費を支給することとなるが、その際の算定方法は、次のとおりとなる。

① 自宅発着の旅行において実際に利用する公共交通機関が公署からも利用できる場合

公署から同じ公共交通機関を利用した場合の経済的かつ合理的な経路により算定。

② 自宅から実際に利用する交通機関が公署からは利用できない場合

公署から利用しうる最も経済的かつ合理的な公共交通機関の経路により算定。

なお、この場合の公署発着の旅費額は、自宅発着した場合の旅費と比較するために仮定計算するものであることから、実際の用務時間や出発時刻等は考慮せずに算定することとなる。

●移転料

問 2 異動に伴い旧所属で使用していた自己が所有する書籍等を旧所属から直接、新所属へ宅配便で配送したが、この宅配に係る料金は、移転料の対象になるか。

(答) 移転料は、赴任に伴う住居の移転のために必要な家財等運搬に要する経費を対象とするものであり、旧所属から新所属へ直接配送したものは、移転料の対象とすることはできない。

問 3 異動に伴い住居を移転することになったが、新住居地へ配送した家財等とは別に新居住地で使用しない荷物を実家へ配送した。

この旧居住地から実家への荷物の配送に要した経費は、移転料の対象になるか。

(答) 移転料は、赴任に伴う住居の移転のために必要な家財等運搬に要する経費を対象とするものであり、新居住地以外に配送したものについては、移転料の対象とすることはできない。

●着後手当

問 4 異動に伴い住居を移転したことにより、新たに駐車場を借りることになったが、この際に支払った駐車場借上げに係る礼金又は仲介手数料は、着後手当の対象になるか。

(答) 着後手当の対象となるのは、自ら居住するための住宅を借り受けるために支払った礼金又は仲介手数料であり、駐車場借上げに係る礼金又は仲介手数料は着後手当の対象とすることはできない。

● 帰住者の旅費

問 5 3月31日に退職する予定であったことから、3月初めに引越をしたが、この引越の際に引越業者に支払った引越料金は、帰住旅費（移転料）の対象になるか。

(答) 帰住旅費の対象となる移転については、退職の発表日以降の移転であり、退職の発表前に移転したものについては、退職に伴う移転とは認められず、帰住旅費（移転料）の対象とすることはできない。